

議案第 79 号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 62 年川崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章 自転車等駐車場の利用等（第 15 条～第 17 条）

第 5 章 雑則（第 18 条）」

を

「第 4 章 市営自転車等駐車場の設置、管理等（第 15 条～第 27 条）

第 5 章 雑則（第 28 条）」

に改める。

第 1 条中「努め」を「努めるとともに、市が設置する自転車等駐車場の適正な管理等に必要な事項を定め」に改める。

第 2 条第 3 号中「自動二輪車を」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車を」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 市営自転車等駐車場の設置、管理等

第15条及び第16条を次のように改める。

(市営自転車等駐車場の設置等)

第15条 市が設置する自転車等駐車場（以下「市営自転車等駐車場」という。）は、別表のとおりとする。

2 市営自転車等駐車場における駐車施設の位置は、規則で定める。

(指定管理者)

第16条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市営自転車等駐車場の管理を行わせる。

- (1) 市営自転車等駐車場の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、市営自転車等駐車場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った市営自転車等駐車場の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

第18条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第28条とする。

第17条の見出しを「（市営自転車等駐車場内の対象自転車等の撤去等）」に改め、同条第1項中「自転車等駐車場内」を「市営自転車等駐車場内」に、「自転車等が」を「対象自転車等が」に、「自転車等駐車場の」を「市営自転車等駐車場の」に、「当該自転車等の利用者等」を「当該対象自転車等の利用

者及び所有者」に、「当該自転車等を」を「当該対象自転車等を」に改め、同条第2項中「当該自転車等」を「当該対象自転車等」に改め、同条第3項中「第12条から第14条まで」を「前章」に、「自転車等」を「対象自転車等」に改め、第4章中同条を第27条とする。

第16条の次に次の10条を加える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、市営自転車等駐車場の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、市営自転車等駐車場の管理のために必要な業務を行わなければならない。

(対象自転車等)

第19条 市営自転車等駐車場に駐車することができる自転車等（以下「対象自転車等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自転車
- (2) 原動機付自転車
- (3) 自動二輪車のうち、総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のもの（以下「対象自動二輪車」という。）

(利用の種別)

第20条 市営自転車等駐車場の利用の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一時利用 1日1回を単位とする利用
- (2) 定期利用 1箇月又は3箇月を単位とする利用
- (3) 時間利用 時間を単位とする1回の利用。ただし、1回の利用で継続して対象自転車等を駐車することができる時間は、72時間を限度とする。

(利用時間)

第 2 1 条 市営自転車等駐車場は、指定管理者が必要に応じてあらかじめ市長の承認を得て休場する場合を除き、常時、利用することができる。

(利用料金等)

第 2 2 条 市営自転車等駐車場を利用しようとする者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、時間利用の場合及び指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

利用の種別		対象自転車等の種類	金 額
一時利用	1 日 1 回	自 転 車	2 0 0 円
		原 動 機 付 自 転 車 及び対象自動二輪車	3 0 0 円
定期利用	1 箇月	自 転 車	3, 4 0 0 円
		原 動 機 付 自 転 車 及び対象自動二輪車	5, 1 0 0 円
	3 箇月	自 転 車	9, 6 0 0 円
		原 動 機 付 自 転 車 及び対象自動二輪車	1 4, 4 0 0 円
時間利用	1 回	自 転 車	2 時間以内は、無料とし、 2 時間を超える場合にあっては、 利用を開始したときから 2 4 時間までごとに 5 0 0 円
		原 動 機 付 自 転 車 及び対象自動二輪車	2 時間以内は、無料とし、 2 時間を超える場合にあっては、 利用を開始したときから 2 4 時間までごとに 7 5 0 円

4 指定管理者は、その管理する市営自転車等駐車場の特性を勘案し、市営自転車等駐車場の利用促進と適正な運営に資するものとなるように利用料金の額を定めるものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(利用料金の免除)

第23条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を免除することができる。

(利用料金の返還)

第24条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(利用の制限)

第25条 指定管理者は、市営自転車等駐車場の収容能力を超えるときその他管理上支障があると認めるときは、市営自転車等駐車場の利用を断ることができる。

(損害の賠償)

第26条 市営自転車等駐車場の駐車施設及び設備に損害を生じさせた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条関係）

浜川崎駅周辺自転車等駐車場
川崎新町駅周辺自転車等駐車場

八丁畷駅周辺自転車等駐車場
小島新田駅周辺自転車等駐車場
産業道路駅周辺自転車等駐車場
東門前駅周辺自転車等駐車場
川崎大師駅周辺自転車等駐車場
鈴木町駅周辺自転車等駐車場
港町駅周辺自転車等駐車場
川崎駅東口周辺自転車等駐車場
川崎駅西口周辺自転車等駐車場
尻手駅周辺自転車等駐車場
鹿島田駅周辺自転車等駐車場
新川崎駅周辺自転車等駐車場
向河原駅周辺自転車等駐車場
武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場
武蔵中原駅周辺自転車等駐車場
武蔵新城駅周辺自転車等駐車場
元住吉駅周辺自転車等駐車場
武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場
武蔵溝ノ口駅南口周辺自転車等駐車場
津田山駅周辺自転車等駐車場
久地駅周辺自転車等駐車場
高津駅周辺自転車等駐車場
宮崎台駅周辺自転車等駐車場
宮前平駅周辺自転車等駐車場
鷺沼駅周辺自転車等駐車場

登戸駅周辺自転車等駐車場
中野島駅周辺自転車等駐車場
稲田堤駅周辺自転車等駐車場
京王稲田堤駅周辺自転車等駐車場
向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場
生田駅周辺自転車等駐車場
読売ランド前駅周辺自転車等駐車場
百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場
新百合ヶ丘駅周辺自転車等駐車場
柿生駅周辺自転車等駐車場
鶴川駅周辺自転車等駐車場
はるひ野駅周辺自転車等駐車場

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定（同条第1項（指定管理者に市営自転車等駐車場の管理を行わせることに係る部分を除く。）、第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市営自転車等駐車場について、その管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金制を導入すること、時間を単位とする利用の種別を新設すること、市営自転車等駐車場の特性を勘案し、その利用促進と適正な運営に資するものとなるように指定管理者が利用料金の額を定めるものとする事等のため、この条例を制定するものである。